

長岡市スポーツ用車いす貸出要項

1 目的

本市は、パラスポーツの普及推進を目的に、スポーツ用車いすの貸出を行う。

2 対象者

- ① 市内に住所を有する個人
- ② 市内に所在する団体
- ③ 市長が適切と認める者

3 貸出・返却場所

- ① 中之島体育館（住所：長岡市中之島 3807 番地 3、TEL：0258-66-1711）
- ② 市民体育館（住所：長岡市学校町 1 丁目 2 番 1 号 TEL:0258-34-2700）

4 借用申請

借用申請は、事前にスポーツ振興課で電話等での借用可否の問い合わせを受け、借用が可能であるときに、同課で申請書（様式 1）の提出を受け付ける。

申請書は、原則として借用日の 2 箇月前から 7 日前までに提出することとする。

申請者は、中之島体育館又は市民体育館と日程を調整し、貸出を受けるものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、本市の事業に支障のない範囲内で、貸出日・返却日を含めて 1 週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

6 禁止事項

- ① 転貸
- ② 営利を目的としたイベント等での使用

7 使用料

使用料は、無料とする。

8 紛失・破損

貸出中に紛失または破損した場合の損害は、原則として申請者が負担する。

9 事故の免責

本市、中之島体育館指定管理者及び市民体育館指定管理者は、貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要項は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。